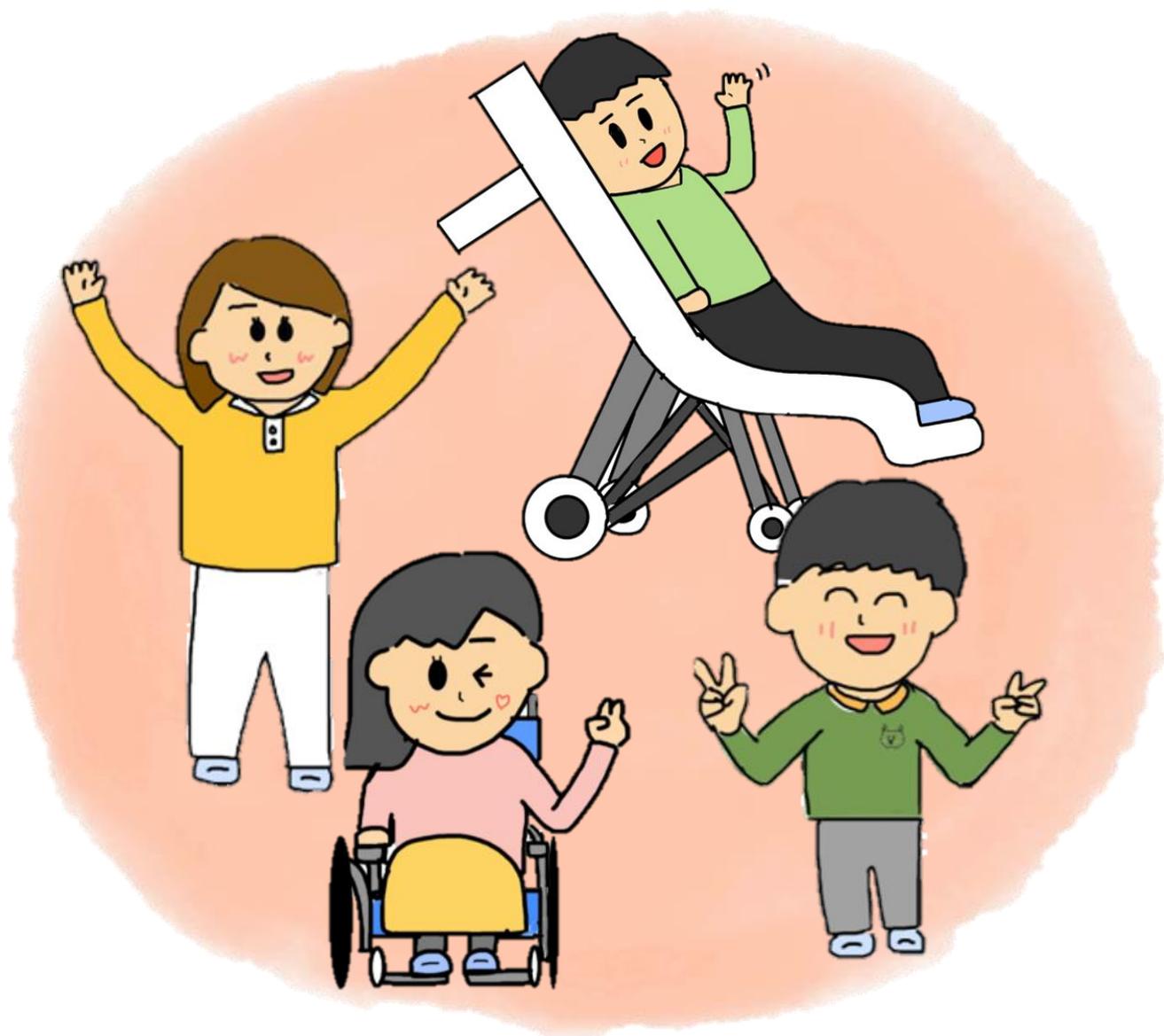


医療的ケア児支援のしおり



2025 年度版

西条市



目次

1 医療的ケア

| | |
|-----------------------------|---|
| (1)医療的ケアについて..... | 1 |
| (2)医療的ケア児支援法..... | 1 |
| (3)医療的ケア児等コーディネーター..... | 1 |
| 地域生活で利用できるサービスの見通しについて..... | 2 |

2 保育、児童発達支援等について

| | |
|-------------------------|---|
| (1)保育について..... | 3 |
| (2)児童発達支援について..... | 4 |
| (3)愛媛県医療的ケア児支援センター..... | 4 |

3 小学校、中学校での教育について

| | |
|---------------------|---|
| (1)学びの場について..... | 5 |
| (2)西条市就学相談について..... | 5 |

4 主な福祉制度のご案内

| | |
|---|-------|
| (1)障害者手帳に関する事..... | 6 |
| (2)医療費に関する事..... | 6～7 |
| (3)運賃等の割引に関する事(障害者手帳を所持することにより受けられるサービス)..... | 7～8 |
| (4)手当に関する事..... | 9 |
| (5)障害福祉サービスに関する事..... | 10～11 |
| (6)補装具・日常生活用具に関する事..... | 12 |
| (7)在宅障がい者のための福祉制度に関する事..... | 12 |
| (8)パーキングパーミット..... | 13 |
| (9)ヘルプマーク・ヘルプカード..... | 13 |

5 相談窓口のご案内

| | |
|--|-------|
| (1)相談できる人を整理すると・・・..... | 14 |
| (2)障害児相談支援事業所(医療的ケア児等コーディネーター在籍)..... | 15 |
| (3)行政の相談窓口..... | 15～16 |
| (4)西条市内の障がい者団体..... | 16 |
| (5)家族会など..... | 16～17 |
| (6)訪問看護ステーションの利用(一般社団法人 愛媛県訪問看護協議会)..... | 17～18 |
| (7)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業..... | 18 |

6 災害時等の対応

| | |
|-----------------------------|-------|
| (1)避難行動要支援者支援制度..... | 19～20 |
| (2)個別避難計画..... | 19 |
| (3)傷病者搬送に関する情報提供..... | 20 |
| (4)災害時対応ノート・災害時対応マニュアル..... | 20～21 |
| (5)医療的ケア児等医療情報共有システム..... | 21 |

1 医療的ケア



(1) 医療的ケアについて

医療的ケアとは人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引などの医療行為をいいます。代表的な医療的ケアの具体例として、気管内挿管・気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素吸入、ネブライザー、中心静脈栄養、経管栄養、導尿、人工肛門などがあります。

医療的ケア児とは、日常生活や社会生活を送る上で、常時、上記の例のような医療的ケアを受けることが必要な児童をいいます。

(令和元年度愛媛県の調査によると、医療的ケア児の95%の方に身体障害者手帳、75%の方に療育手帳、35%の方に小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されていました。)



(2) 医療的ケア児支援法

この法律は、令和3年に制定された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81号)」を指します。

目的は、

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること。
- 安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること。

とされています。

基本理念として、

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児が児童ではなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

の5つが掲げられています。



(3) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児や保護者が地域で安心して暮らせるよう、保護者の相談に応じたり、必要な障害福祉サービスの紹介、関係機関との連携をしてくれます。



地域生活で利用できるサービスの見通しについて

ご利用いただけるサービスを年代別に整理すると、概ね以下のとおりとなります。それぞれのサービスには要件があり、全ての方がこれらのサービスを利用できるわけではありません。詳しくは、それぞれの制度の窓口までお問い合わせください。(次ページ以降に問い合わせ先があります。)

| | 幼児期 就学前まで | 小学生 7歳～12歳 | 中学生 13歳～15歳 | 16歳～18歳 | 19歳～22歳 | 23歳～ |
|--------------------------|---|------------------|----------------|--------------|---------|------|
| 医療 | | 基幹病院 | | | 地域の病院 | |
| (P6～P7へ) | 医療費の助成制度(※要件、対象年齢等が様々です。) | | | | | |
| | (小児慢性特定疾病医療給付、自立支援医療費(育成医療)給付、重度心身障害者医療助成等) | | | | | |
| 幼児教育 保育 (P3へ) | 保育相談 幼稚園 保育所 | | | | | |
| 学校教育 (P5へ) | 通常学級+通級による指導、特別支援学級、特別支援学校 | | | 高等教育機関 | | |
| 福祉 障害福祉サービス (P10へ) | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス | | 生活介護、就労継続支援等 | | |
| | 短期入所、日中一時支援、居宅介護等 | | | | | |
| 福祉 (その他、P12へ) | | 補装具、日常生活用具、住宅改修等 | | | | |
| 経済的支援 (P9へ) | 特別児童扶養手当、障害児福祉手当 | | | | 障害者福祉手当 | |
| 親亡き後 (P9へ) | 心身障害者扶養共済制度(保護者が死亡等したとき、年金支給) | | | | | |
| 災害時 (P19～P20へ) | 避難行動要支援者支援制度、傷病者搬送に関する情報提供 | | | | | |

2 保育、児童発達支援等について



(1)保育について

保護者からの相談により医療的ケア児受入検討会を開催し、医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行う園の選定を行います。

受入体制

- 受入れ時期 4月1日入所(基本)
- 医療的ケアを実施する施設 公立保育所・認定こども園、市長が実施を認めた私立保育園・認定こども園・地域型保育所
- 保育を行う時間 平日(月～金曜日、祝日を除く)の1日8時間(8時30分～16時30分)を基本として、看護師の配置体制や実施施設の実情等により、保護者・施設・市で協議のうえ利用可能な時間帯の範囲内

対応できる医療的ケア

- (1) 経管栄養(鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう)
- (2) たん吸引(口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理)
- (3) 導尿
- (4) その他、保育所などで対応可能な医療的ケア

対象児童

西条市に住所があり、保護者の就労などの事由により保育の必要性が認められ、主治医から集団保育が可能であると判断されている、2歳児以上。

入園にあたって

医療的ケア児受入検討会を行い、園での集団生活ができるか検討します。また、保育園への入園は、別途入園審査があります。保育所等受入れ手順については、「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」をご確認ください。入園の相談や施設の見学を希望の際は、保育・幼稚園課までご連絡ください。

参考(4月入園の場合のスケジュール)

| 時期 | |
|--------|------------------------------------|
| 随時～9月 | 保護者からの入所相談 |
| 10月 | 受け入れに向けた市・施設などによる事前協議 |
| 11～12月 | 保護者による入所申請 市・施設などによる医療的ケア児受入検討会 |
| 2月～ | 結果通知 入園予定施設との調整・面談 |
| 4月 | 施設利用開始 |

※時期はあくまで目安です。

※事前協議や検討会によって、保育園などでの受け入れが困難との判断になった際は、他の支援やサービスの利用に向けての連携・相談につなげます。

(2) 児童発達支援について



療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学のお子さんに対し、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

児童発達支援事業所の中核的な役割を担う児童発達支援センターでは、子どもの発達やニーズに応じた「発達支援」、育ちや暮らしの安定を基本においた「家族支援」を行っています。また、施設の専門性を活かして、地域の障がい児やその家族への相談など、地域での健やかな育ちを考えた「地域支援」も提供しています。具体的には、①個別や集団による活動、②子育てに関する相談、③保護者勉強会、④健康管理、⑤食事、⑥移行支援、⑦退園児フォローを行っています。

西条市には「児童発達支援センターひまわり」があります。障がいや発達に遅れのある児童が、毎日通園や併行通園により、平日楽しく通っています。また、児童が通う幼稚園、保育所(園)、こども園等を訪問し、他児との集団生活への適応のための専門的な支援を行っています。

入園を希望される方は、施設を見学することができます。見学は随時受け付けており、事前に電話等で連絡してください。入園説明会及び入園申し込みは、下記の児童発達支援センターにお問い合わせください。(実際の通園に当たっては、児童福祉法に基づき、通所給付費の支給決定が必要で、西条市地域福祉課での申請が必要となります。)

| 名称 | 住所 | お問合せ先 |
|------------------------------------|-----------------|--|
| 西条市児童発達支援センターひまわり | 西条市石田 339-1 | TEL 0898-65-6144 MAIL himawariday@saijoshakyo.or.jp |
| 社会福祉法人あおい会 児童発達支援 かなで(令和7年4月開所) | 西条市古川甲 121 番地 1 | TEL 0897-55-7176 |

※現在、両センターにおいて医療的ケア児の受入れ体制を検討しています。

(3) 愛媛県医療的ケア児支援センター



医療的ケア児の保護者等からの相談を受け、適切な機関(医療、保健、福祉、教育等)を紹介します。インターネットの相談フォームのほか、毎週水曜日は電話でも受け付けています。

・相談フォーム <https://www.pref.ehime.jp/ques/questionnaire.php?openid=8&check>



又は

・電話相談 時間:毎週水曜日 9時30分~16時(祝日、年末年始を除く)

TEL:089-997-7756

〒791-0212 愛媛県東温市田窪 2135 番地

愛媛県立子ども療育センター 地域連携・在宅支援室内「愛媛県医療的ケア児支援センター」

3 小学校、中学校での教育について

(1) 学びの場について

| 学びの場 | 内容 | その他 |
|---------|---|---|
| 通常の学級 | 小学校は 1 学級 35 人、中学校は 1 学級 40 人に対し、学級担任が 1 名配置されます。 人数が少なくなると複式学級になります。 | 座席の配慮、教材の工夫、言葉掛けの工夫などを行います。 少人数指導などのために加配教員が配置されることもあります。(全ての学校ではありません。) |
| 通級による指導 | 通常の学級で行う集団の中での指導に加え、本人に応じた個別の指導や少人数のグループ学習をします。 | 通常の学級に在籍している児童生徒が対象です。 本人の実態に応じて、週 1 時間から週 8 時間程度、個別の支援をします。(月 1 回程度の利用も可能) |
| 特別支援学級 | 上限が 8 名の少人数指導をします。 児童生徒一人一人の実態に合わせて、少人数の指導の時間と交流学习(集団)の時間のバランスを考えたカリキュラムで学習をします。 | 就学相談を実施します。 種別は、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がいの学級を設置することができます。 |
| 特別支援学校 | 上限が 6 名の少人数指導をします。 学級担任が 2 名入ることがあります。 児童生徒一人一人に合わせたカリキュラムを作成し、より専門性のある手厚い支援をしながら学習します。 交流及び共同学習として、地域の学校と交流することもあります。 | 就学相談を実施します。 種別は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の学校があります。 学校教育法施行令第 22 条の 3 にある児童生徒が対象です。 |

(2) 西条市就学相談について

西条市就学相談は、特別な教育的支援を必要とする子どもの適切な学びの場や支援の方法について、保護者の方や本人とともに考える場です。相談対象は、特別支援学級、特別支援学校での学びを検討されている方、どの学びの場が合っているのかを相談したい方です。

次年度の小学 1 年生については 6～11 月に西条市就学相談を実施しています。詳細については、在籍園や学校教育課のホームページを通じて案内しますので、そちらを確認してください。

子どもの適切な学びの場や支援の方法については、西条市教育支援委員会で審議し、その結果を保護者の方にお知らせします。審議結果は、就学を決定するものではなく、就学に関する助言です。これを踏まえ、保護者と学校が学びの場や就学後の支援の方法について話し合い、合意形成を図っていくようになります。

4 主な福祉制度のご案内



(1)障害者手帳に関すること

心身の状況により、障害者手帳の交付を受けることができます。令和元年度、愛媛県の調査によると、調査にご協力いただいた医療的ケア児の95%の方に身体障害者手帳が、75%の方に療育手帳がそれぞれ交付されていました。

等級などにより、医療費の助成(重度心身障害者医療)、運賃等の割引など、障害者手帳に付随して受けられるサービスがあります。

| 種類 | 内容 | お問合せ先 |
|-------------|--|---|
| 身体障害者手帳 | 身体に一定以上の障がいのある方が、障がいの種類・等級に応じて、さまざまな制度や障害福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 療育手帳 | 知的能力が年齢とともに進歩していかない、いわゆる知的障がいがある方や知的障がいを伴う自閉症がある方が、障がいの程度に応じて、さまざまな制度や障害福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神疾患を有する方のうち、長期にわたり日常生活や社会参加への制約のある方で、障がいの程度に応じて、さまざまな制度や障害福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 | |



(2)医療費に関すること

| 種類 | 内容 | お問合せ先 |
|-------------|--|---|
| 未熟児養育医療給付 | 未熟児の入院医療を公費で受けられることができる制度です。 | 国保医療課 福祉医療費助成係 TEL 0897-52-1367 MAIL kokuhoiryo@saijo-city.jp |
| 重度心身障害者医療助成 | 重度の心身障がい児(者)が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、保険給付対象となる医療を受けた場合の自己負担分を、公費で負担するものです。 対象者は、次のいずれかに該当する方です。 ①身体障害者手帳1・2級の所持者 ②療育手帳Aの所持者 ③療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所持者 ④身体障害者手帳3級又は療育手帳Bの所持者(世帯としての所得要件があります) | |

| | | |
|-----------------|--|---|
| 小児慢性特定疾病医療給付 | 悪性新生物・慢性心疾患など小児慢性特定疾病の医療費を公費で受けることができる制度です。 | 西条保健所 TEL 0897-56-1300 FAX 0897-56-3848 |
| 難病医療費助成制度 | 難病のうち、国が指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成できる制度です。 | MAIL tou-kenkozoshin@pref.ehime.lg.jp |
| 自立支援医療費(育成医療)給付 | 身体に障がいがある、もしくは将来機能障がいを招くおそれのある児童に対し治療(手術等)によって障がいを取り除いたり、軽くしたりする医療で、かつ治療が期待できる場合にその費用を公費で負担するものです。(所得に応じて自己負担が必要です。また所得制限があります。) | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |



(3) 運賃等の割引に関すること(障害者手帳を所持することにより受けられるサービス)

割引を受けるに当たり、窓口での身体障害者手帳又は療育手帳の提示や事前申請が必要な場合があります。

タクシー運賃の割引

| 対象者 | 割引率 | 利用方法 | お問合せ先 |
|---------------------------------------|-----|---|---|
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかを交付されている方 | 1割引 | 運転手に手帳を提示してください。 (ただし、一部タクシー会社は使用不可) | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |

重度障害者タクシー利用助成事業(申請必要)

| 一般 タクシー利用者 | | お問合せ先 |
|------------|--|---|
| 対象者 | 西条市に住所を有する在宅の市民税非課税世帯の方で、次のいずれかの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1級 ・身体障害者手帳2級(視覚障害、下肢障害、体幹機能障害) ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 |
| 助成額 | 乗車1回につき基本料金分 (1年間に24枚分の助成券を交付) 注)申請のあった月に応じて月割りで交付します。 | MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |

| | |
|------|--|
| 利用期間 | 助成券の交付を受けた日からその年度末(3月31日)まで <u>※年度ごとに交付を受ける必要があります。</u> |
|------|--|

| 車いす対応(介護タクシー)利用者 | | お問合せ先 |
|------------------|---|---|
| 対象者 | 西条市に住所を有する方で、下記の条件をすべて満たす方 1. 市民税非課税世帯に属する方 2. 在宅の重度身体障がい者で65歳未満の方 3. 常時車いすを使用 | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 助成額 | 乗車1回につき3,000円。ただし、1割負担。 (1年間に24回分の助成券を交付) 注)申請のあった月に応じて月割りで交付します。 | |
| 利用期間 | 助成券の交付を受けた日からその年度末(3月31日)まで <u>※毎年度ごとに交付を受ける必要があります。</u> | |

有料道路の割引(申請必要)

運賃割引の対象者の区分は、障がい者の程度に応じて定められた運賃種別です。

各手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」「第2種」の種別が示されています。

| 種別 | 割引となる場合 | 割引率 | お問合せ先 |
|-----------------------|-------------------------------|-----|---|
| 第1種障害者 | 本人が運転する場合又は障がい者を乗せて介護者が運転する場合 | 5割引 | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 第2種障害者 (療育手帳Bは対象外) | 本人が運転する場合 | | |



(4) 手当に関すること

| 種類 | 内容 | お問合せ先 |
|-----------------|--|---|
| 特別児童扶養手当 | 20 歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいがある児童と生計同一の方で一定の要件に該当するとき手当を支給しています。世帯としての所得要件があります。 | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 障害児福祉手当 | 身体障がい(1・2 級一部程度)や知的障がい(療育手帳 A:最重度程度)等あり、常時介護を必要とし、施設入所をしていない 20 歳未満の児童で、一定の要件に該当するとき手当を支給しています。所得により支給制限があります。 | |
| 心身障害者 扶養共済制度 | 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障がい)があったとき、障がいのある方に一定額の終身年金を支給する任意加入の制度です。 | |

それぞれの手当の認定については、障害者手帳の認定とは別の基準で、別々に審査が行われます。

(5)障害福祉サービスに関すること

障がいのある方(身体障害者手帳・療育手帳所持者、知的障がいと判定されている人、難病患者等)が、地域で安心して暮らせるよう、必要に応じて居宅で介護等の支援を受けられます。

介護給付(居宅介護、短期入所など)と地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援など)、児童福祉法による児童通所給付(児童発達支援など)があります。利用するためには、申請が必要です。

| | サービスの種類 | 内容 | お問合せ先 |
|----------|-----------------------------------|--|---|
| 介護給付 | 居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助) | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院の介助等を行います。 | 地域福祉課 障がい支援係 TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| | 短期入所 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 | |
| 地域生活支援事業 | 移動支援 | 単独で外出することが困難な、全身性障がいまたは知的障がいのある障がい者(児)が、目的地に円滑に外出できるよう移動を支援します。 | |
| | 日中一時支援 | 障がい者(児)の日中活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図ります。 | |
| | 訪問入浴 | 在宅や通所での入浴が困難な障がい者(児)に対し、巡回訪問し入浴を行います。 | |
| 児童通所給付 | 児童発達支援 | 未就学で発達に心配のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 | |
| | 放課後等デイサービス | 小学校・中学校・高校に在籍している障がい児に対し、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 | |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 ※令和6年時点西条市には事業所がありません。 | |
| | 保育所等訪問支援 | 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。 | |
| 計画相談支援 | 障害児相談支援 | 障がい児の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し「障害児支援利用計画(案)」を作成します。 | |

こんなことに困っていませんか？

保育園や幼稚園、学校、障害福祉サービスなどの情報がほしい時にはどうすれば良いですか？



相談支援

市の窓口として、保育・幼稚園課(未就学児の場合)、学校教育課(就学児の場合)、地域福祉課(障害福祉サービスの場合)に相談してもらえると良いです。または、身近な相談役として相談支援専門員さんに相談することも大切なことです。

保護者が入院することになった等、急な出来事があって一時的に児童を見ていただける場所がありますか？



事前にわかっている場合は、「短期入所」という障害福祉サービスを利用することができます。その場合は、「受給者証」を持参する必要がありますので、地域福祉課に相談してください。

急に保護者や家族が家庭で支援が出来ない場合は、短期入所以外の方法として児童相談所の「一時保護」という制度もあります。

ライフスタイルを考える中で、専門的に相談できる相手はいますか？また、生活環境を整えていくにはどうすればいいですか？



身近な相手としては、相談支援専門員が定期的に日々の様子などを話す中で一緒に考えてもらえる存在です。より専門的な相談相手としては、「医療的ケア児等コーディネーター」がいます。「医療的ケア児等コーディネーター」は、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担います。



(6)補装具・日常生活用具に関すること

身体の失われた部分や思うように動かすことができない部分を補って、日常生活や社会生活をしやすくするために、補装具の支給や日常生活用具の給付を行っています。身体障害者手帳を持っている方及び難病患者等が対象で、障がいの部位や等級などに支給要件があります。

医療的ケア児が給付を受けているものの代表的なものを挙げると、

| 種類 | 品目 | お問合せ先 |
|--------|---|--|
| 補装具 | <ul style="list-style-type: none"> ・車いす(車いすは、肢体不自由の方に限ります。) ・姿勢保持装置 ・頭部保持具 など | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 日常生活用具 | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅生活動作補助用具(住宅改修手すりの設置、床段差の解消、床材の変更、扉の変更、和式便器から洋式便器への交換) ・酸素ボンベ運搬車 ・ネブライザー ・電気式たん吸引器 ・スチーム用装具 ・紙おむつ など | |

となっています。



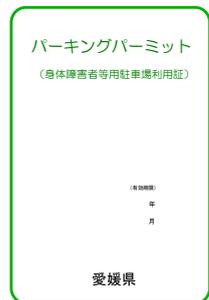
(7)在宅障がい者のための福祉制度に関すること

| 種類 | 内容 | お問合せ先 |
|--------------------------|--|--|
| 障害者紙おむつ等給付事業 | 障害者手帳を所持している65歳未満で6か月以上寝たきり状態の方に紙おむつなどの介護用品が購入できる利用券を交付します。※日常生活用具で紙おむつの給付を受けている方は対象になりません。 | 地域福祉課 障がい給付係 TEL 0897-52-1493 FAX 0897-52-1294 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 在宅寝たきり等心身障害者(児)介護手当 | 居宅において、障害者手帳を所持している65歳未満で6か月以上寝たきり状態の方を常時介護している方で、介護者、障がい者(児)ともに世帯員全員が市民税非課税世帯である方に介護手当を支給します。 | |
| 身体障がい者訪問理美容サービス | 在宅で重度の身体障がいのため、理美容院に出向くことが困難な方に対して利用券を交付し居宅において理美容サービスの提供を受ける費用の一部を助成します。 | |
| 西条市医療的ケア児者非常用電源装置等購入費補助金 | 電源を必要とする医療機器が不可欠である医療的ケア(人口呼吸器や酸素療法など要綱に定められているもの)を受けている方で常時寝たきりの状態で災害時に避難支援が必要な方に非常用電源装置等購入費用の一部を助成します。 | |



(8)パーキングパーミット

パーキングパーミット制度とは、県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット(身体障がい者等用駐車場利用証)を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。



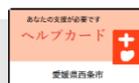
<申請・交付窓口>

| 愛媛県 (受付時間 平日 8:30~17:00 ※原則として即日交付します) | | お問合せ先 |
|--|--------------|--------------|
| 愛媛県 東予地方局 地域福祉課 | 西条市喜多川 796-1 | 0897-56-1300 |

| 西条市 (受付時間 平日 8:30~17:15 ※原則として即日交付します) | | お問合せ先 |
|--|---------------------------|--------------|
| 西条市役所 地域福祉課 障がい給付係 | 西条市明屋敷 164 本庁舎 本館 1階 | 0897-52-1493 |
| 西条市役所 西部支所 市民福祉課 | 西条市周布 349-1 1階 | 0898-64-2700 |
| 西条市役所 丹原サービスセンター | 西条市丹原町池田 1733-1 1階 | 0898-68-7300 |
| 西条市役所 小松サービスセンター | 西条市小松町新屋敷甲 496 1階 | 0898-72-2111 |
| 西条市中央保健センター | 西条市神拝甲 324-2 総合福祉センター内 2階 | 0897-52-1215 |



(9)ヘルプマーク・ヘルプカード



ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるものです。ヘルプマークを身に着けることで、外見で援助や配慮が必要なことがわかり、公共交通機関で席を譲ってもらったり、困っている場合に声を掛けたりしてもらうなどの援助が得やすくなります。

ヘルプカードとは、障がいのある方等が、災害時や体調不良などの緊急時に必要な支援や配慮を受けられるように、具体的な困りごとや手助けの方法などを書いて携帯するカードです。

<交付窓口>

西条市役所 地域福祉課 障がい給付係 (TEL 0897-52-1493 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp)

5 相談窓口のご案内



(1) 相談できる人を整理すると・・・

医療的ケアなどが必要な子どもには、様々な支援者や機関が関わり、相談できる人が複数います。それぞれの機関・支援者がどういった役割を担っているか、どのようなことを相談できるかを整理しました。

なお、下表の内容に限らず、それぞれの支援者は関係機関とのネットワークがありますので、困ったことがあったときは、近くにいる支援者にすぐに支援を求めることが重要です。

| 分野 | 支援者(機関) | 役割 | 相談できる内容(例) |
|------|--------------------------------------|---|--|
| 医療 | 医療ソーシャルワーカー (医療機関) | ・退院後の地域生活に向けた関係機関との連絡・調整 | ・退院後の経済的、心理的社会的問題について |
| 保健福祉 | 相談支援専門員(※) (相談支援事業所) | ・障害児通所支援等(児童発達支援、放課後等デイサービス等)や障害福祉サービス(短期入所等)の利用の調整 | ・障害児通所支援等や障害福祉サービスについて、どのサービスを利用したらよいか。 ・どの事業所をどれくらい利用したらよいか。 |
| | 保育士・児童指導員 (児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等) | ・日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の提供 | ・子どもの発達に関する、保護者や子どものニーズや課題 ・子どもの障がいに対する理解を深めることについて ・地域の保育所、認定こども園、幼稚園への移行について |
| | 保育士 (保育・幼稚園課) | ・すこやか保育相談 ・巡回相談 | ・心身の発達に不安のある子どもの保育所等への入園について ・保育所等集団生活の場や家庭での子どもの発達及び関わりについて |
| | 保健師 (保健センター) | ・子どもの発育や、健康に関する相談 | ・子どもの健康診査について ・予防接種について ・発育・発達に関する育児全般について |
| 教育 | 就学相談担当職員 (西条市教育委員会:学校教育課) | ・西条市就学相談 ・西条市教育支援委員会の審議結果の通知 | ・特別な教育的支援を必要とする子どもの適切な学びの場や支援の方法について |
| 同じ立場 | 相談担当者 (障害者相談員、家族会) | ・同じ立場(医療的ケア児の家族の立場等)で相談を受けます。 | ・当事者や家族の気持ちについて ・将来の見通しについて |

(※)専門的な研修を受講し、医療的ケア児の保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と家族や本人をつなぐ役割を担う「医療的ケア児等コーディネーター」を含みます。



(2)障害児相談支援事業所(医療的ケア児等コーディネーター在籍)

医療的ケア児に対応可能な相談支援専門員が在籍している障害児相談支援事業所は以下のとおりです。障害児通所支援の利用に関して、障害児支援利用計画(案)を作成するなど、サービスの利用に関する各種調整を行っています。

| 名称 | 住所 | お問合せ先 |
|---------------------------|-----------------------|---|
| 西条市障害者相談支援センター | 西条市周布 606-1 | TEL 0898-64-2600 MAIL soudan1-saijo@saijoshakyo.or.jp |
| 相談支援センター 星の里 | 西条市飯岡 3471-1 | TEL 0897-52-5201 MAIL ee_soudan@circus.ocn.ne.jp |
| 指定特定・障害児相談支援事業所 ていずい | 西条市禎瑞 385 | TEL 0897-52-5300 MAIL teizui-soudansien@saijo-seifuukai.or.jp |
| 指定特定・障害児相談支援事業所 ケアサポートみらい | 西条市喜多川 173-1 藤田ビル1F 西 | TEL 0897-55-1816 MAIL kabumirai@major.ocn.ne.jp |
| 相談支援事業所 いろの和 | 西条市丹原町高松甲 246-1 | TEL 0898-35-5057 MAIL colorful@eagle.ne.jp |
| 相談支援センター キャンパス | 西条市飯岡 3798-1 | TEL 0897-47-5373 MAIL s_kyanpasu@yahoo.co.jp |



(3)行政の相談窓口

| 窓口(内容) | 担当 | 連絡先 |
|-------------------------------|----------------------|---|
| 西条市地域福祉課 | | |
| 障害児通所支援、障害福祉サービスに関する申請、相談 | 障がい支援係 | TEL 0897-52-1214 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 手帳、手当、補装具、日常生活用具に関すること | 障がい給付係 | TEL 0897-52-1493 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 自立支援医療に関すること | 障がい給付係 | TEL 0897-52-1493 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp |
| 子ども医療助成、重度心身障害者医療助成など医療に関すること | 西条市国保医療課 福祉医療費助成係 | TEL 0897-52-1367 MAIL kokuhoiryoo@saijo-city.jp |

| | | |
|--------------------------------|---------------------|---|
| 保育相談 (保育所等への入園相談) | 西条市保育・幼稚園課 認定給付係 | TEL 0897-52-1337 MAIL hoikuyochien@saijo-city.jp |
| 教育相談 (学校・園での支援方法の検討や就学相談等) | ウイングサポートセンター | TEL 0897-56-8114 (東部ウイングサポートセンター) TEL 0898-68-1520 (西部ウイングサポートセンター) MAIL wingsupport@saijo-city.jp |
| 児童手当、児童扶養手当 | 西条市子育て支援課 子育て支援係 | TEL 0897-52-1370 MAIL kosodateshien@saijo-city.jp |
| 子育てに関する相談 (発育や発達・育児や栄養について) | 西条市健康医療推進課 母子保健係 | TEL 0897-52-1215 MAIL kenkoiryo@saijo-city.jp |



(4)西条市内の障がい者団体

障がい者相談員は、そのほとんどが自らも障がい者である方や、家族に障がい者がいる方で構成されています。障がいのある方やその家族の方の日常生活などに関する様々な相談に応じ、必要な助言や指導を行っています。相談は無料で、内容については秘密を守ります。

| 団体名 | 代表者 | 連絡先 |
|---------------------|--------|---|
| 西条市障害者団体連合会 | 日野 恵廣 | TEL 0897-52-1214 MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp (事務局 西条市地域福祉課) |
| 西条市肢体不自由児者父母の会 | 山崎 雅史 | |
| 西条市手をつなぐ育成会 | 伊藤 孝司 | |
| しまなみひうち聴覚障がい者協会西条支部 | 曾我部 達彦 | |
| 西条市視覚障害者協会 | 白石 進 | |



(5)家族会など

| 団体名 | 対象 | 活動内容 | 連絡先 |
|-------------------|-----------------|---|--|
| 愛媛県重症心身障害児(者)を守る会 | 重症心身障害児(者)とその家族 | 個別相談・巡回療育相談・交流キャンプ・各種研修会の開催。 ムーブオン媛ネット等との連携。 | 岩井 正一 090-8975-7127 ehime.mamorukai@gmail.com |
| 西条市重症心身障害児(者)を守る会 | 重症心身障害児(者)とその家族 | ・月1回(金曜日)の定例会 ・療育キャンプ | 一柳 小百里 090-7621-6740 |

| | | | |
|------------------------------|------------------------|---|--|
| | | ・巡回療育相談(支援者等が家庭に訪問します)※会員でなくても参加可 | |
| ムーブオン媛ネット (愛媛県医療的ケア児等家族会) | 医療的ケア児(者)とその家族 | 医療的ケア児(者)とその家族を取り巻く環境や生活の改善等に向け、当事者同士の交流や情報交換を行う。また、行政等へ実状を伝え、医療的ケア児及び家族にとってよりよい社会的仕組みづくりに寄与する。 | move.on.hime.net@gmail.com (HP)  https://moveon-himenet.blogspot.com/ |
| 愛媛県肢体不自由児者父母の会連合会 | 肢 体 不 自 由 児 者 と その 家 族 | 療育訓練・就労支援・研修会などを行う | 事務局 089-923-4550 |
| NPO 法人 NiCO | 重症心身障害児者と医療的ケア児とその家族 | 日常の困っていることや悩みの相談 | 代表理事 小野 090-1579-5566 MAIL nico.npo@ymail.ne.jp |



(6)訪問看護ステーションの利用(一般社団法人 愛媛県訪問看護協議会)

訪問看護ステーションの利用に関する相談、事業所の紹介等に対応します。

受付時間 月～金曜日 9時30分～16時(祝日、年末年始を除く)

電話相談窓口 TEL 090-4506-6698

西条市 医療的ケア児対応事業所一覧

| | 事業所名 | 住所 | お問い合わせ先 |
|---|----------------------|----------------------------------|---|
| 1 | アシストジャパン訪問看護ステーション東予 | 西条市大町 539-1 | TEL 0897-58-5005 MAIL toyo@assistjapan.com |
| 2 | はなえみ訪問看護ステーション | 西条市榎木 244 番地 2 サンワタチバナ 102 号室 | TEL 0897-57-1152 MAIL hanaemi-saijo@outlook.jp |
| 3 | 氷見訪問看護ステーション | 西条市氷見丙 476-4 | TEL 0897-57-7015 MAIL himi-hokan@hokushinkai.or.jp |
| 4 | 訪問看護ステーションおれんじ | 西条市壬生川 491-1 | TEL 0898-64-1139 MAIL orange687025@yahoo.co.jp |

| | | | |
|---|------------------|-----------------|---|
| 5 | 訪問看護ステーションにじいろ | 西条市小松町新屋敷 518-4 | TEL 0898-52-9882 MAIL nijiiro.h@outlook.com |
| 6 | 訪問看護ステーションゆるぎ荘 | 西条福武甲 162-1 | TEL 0897-55-0626 MAIL houmonkangoyurugisou@outlook.com |
| 7 | 西条中央病院訪問看護ステーション | 西条市朔日市 804 | TEL 0897-47-8280 MAIL houmon@saijo-c-hospital.jp |
| 8 | 済生会西条訪問看護ステーション | 西条市新田 109 番地 1 | TEL 0897-55-5125 MAIL tokuyou1@saiseikaisaijo.jp |



(7)小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

愛媛県、松山市の委託事業として、慢性的な疾病を抱えている児童(20歳未満の成人を含む。)やそのご家族の生活上の悩みや不安に寄り添うため、相談に応じています。

また、社会福祉士などの自立支援員が、それぞれの悩みや不安に応じた支援策を一緒に考えたり、関係機関との連絡調整(※)をしたり、個別支援を行います。※不安な場合は、関係機関への同行も可能です。

| 相談内容 | 窓口 | 連絡先 | 受付時間 |
|--|---|---|---------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・同じような病気の子どもがいる家庭と交流したい など | 認定NPO法人ラ・ファミリエ 地域子どものくらし保健室 〒790-8013 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階 | TEL/FAX: 089-916-6035 MAIL lafamille@cc-sodan.jp | 平日、第1・3土曜日 10:00~17:00 |

6 災害時等の対応



(1)避難行動要支援者支援制度

大きな災害が発生したとき、高齢者や障がい者など「避難行動要支援者」の方々は、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けるおそれがあります。

この制度は、「避難行動要支援者」の方々に対して、自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防団及び警察署など地域による安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行うため、平常時から名簿づくりや災害時の避難支援体制を構築しておくことで、地域にいる要支援者の方々が安心して暮らすことのできる地域づくりを目指すものです。

【避難行動要支援者とは】

「西条市避難行動要支援者避難支援プラン」の対象者となる避難行動要支援者の範囲は、災害時等において自ら避難することが困難な者で、地域の支援を必要とする次のいずれかに該当する者(生活の基盤が自宅にある者)となります。

※ただし、施設入所、長期入院の者を除きます。

1. 身体に障がいのある者(肢体不自由1級、2級又は3級(下肢が不自由な者に限る。)、視覚障がい1～3級、聴覚障がいは2級)
2. 知的障がいのある者(療育手帳A判定)
3. 精神に障がいのある者(精神障害者保健福祉手帳1級)
4. 75歳以上の高齢者のみの世帯で、災害時に避難の支援を希望する者
5. 介護保険制度の要介護認定を受けている者(要介護3～5)
6. その他の理由により、災害時の支援が必要と認められる者

【お問合せ先】

西条市経営戦略部危機管理課 TEL0897-52-1282 MAIL kikikanri@saijo-city.jp



(2)個別避難計画

災害時に支援が必要な方(避難行動要支援者)が、災害が発生した際にスムーズに避難ができるよう、避難場所や誰が避難するのか、避難の際の注意点など、災害時に必要なことをあらかじめ決めておくものです。

また、ご本人からの同意をいただいたうえで、作成した個別避難計画は、民生児童委員、自主防災組織、自治会など、地域で避難をサポートしてくれる団体と情報を共有し、普段から見守り活動ができる体制を整え、災害時の迅速な避難に備えます。

【個別避難計画の活用方法とは】

地域の避難支援等関係者(自治会、自主防災組織、民生児童委員等)が、できる範囲で次のような支援を行います。

平常時には …… 避難訓練や必要な支援の検討などを行います。

災害時には …… 安否確認、避難指示など災害情報の伝達、避難場所への付き添いや介助を行います。

※ただし、あらかじめ計画を作ること、地域の支援を受けられる可能性は高まりますが、必ずしも支援を保障するものではありません。ボランティア精神に基づき、できる範囲で支援をおこなうもので、支援する者が法的な責任や義務を負うものではありません。

【お問合せ先】

西条市経営戦略部危機管理課 TEL0897-52-1282 MAIL kikikanri@saijo-city.jp



(3) 傷病者搬送に関する情報提供

救急出動の際、救急隊は可能な限り迅速に対応できるように心がけています。効率的に情報を得られるように家族や関係者の方々から傷病者(児童)の情報を聞きながら、応急処置や搬送先の選定を行っています。

【傷病者搬送に関する情報提供用紙】で対象の児童に関する情報について保護者及び医師と事前に搬送に基づく協議を行っていくことで、迅速で円滑な病院搬送等に役立てることが可能となります。

【お問合せ先】

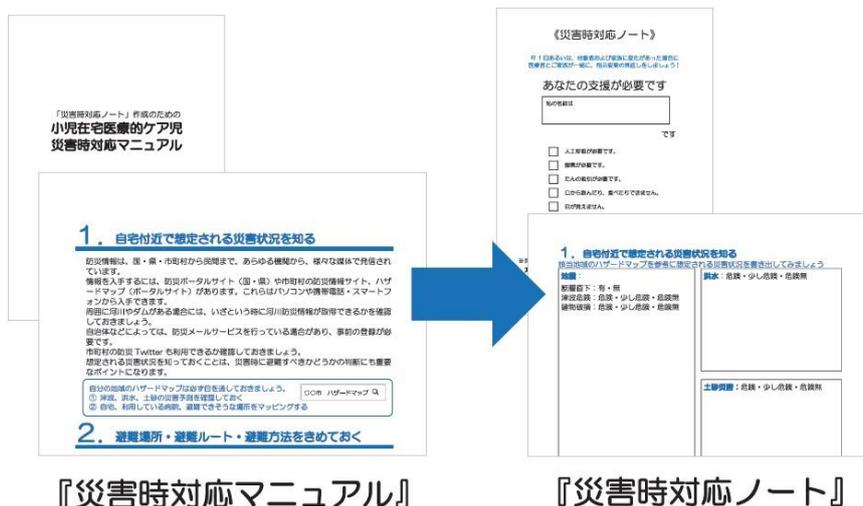
西条市東消防署 救急係 TEL0897-55-0119

西条市西消防署 救急係 TEL0898-68-0119



(4) 災害時対応ノート・災害時対応マニュアル

愛媛県医師会・愛媛県小児科医会は、災害発生時に、医療的ケア児とその家族の方が必要な対応ができるよう、「災害時対応ノート」の様式と、「災害時対応マニュアル」を公開しています。これは、災害で長時間の停電や断水などが発生した場合に備え、家族や介護者の方が、非常時の対応を整理して、関係者と共有するために作成するものです。詳細は以下のホームページをご覧ください。



| 項目 | 愛媛県医師会ホームページ URL・コード |
|------------------|---|
| 「災害対応ノート」ご利用の手引き | https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb01-guidance.pdf  |

| | | |
|-------------------|---|---|
| 災害時対応マニュアル | https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb02-manual.pdf |  |
| 災害時対応ノート | https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb03-note.pdf |  |
| 災害時対応ノート(入力フォーム付) | https://www.ehime.med.or.jp/download/file/disaster-preparedness-booklet/dpb04-note-input.pdf |  |



(5)医療的ケア児等医療情報共有システム(MEIS)

厚生労働省では、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関(特に救急医)等が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするための「医療的ケア児等医療情報共有システム:MEIS」を構築し、運用をしています。

医療的ケア児等が医療機関に搬送された際、MEIS のホームページにアクセスしていただくことにより、緊急サマリー(MEIS に登録された情報のうち救急現場で特に必要性が高いと想定される項目情報を抽出したものを)閲覧することが可能となります。

詳しくは、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html



【用語説明】

○障害福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われるもの。

○自立支援医療

障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療費を支給する。

○放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。

○児童発達支援

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他必要な支援や治療を行う。

○児童指導員

児童福祉施設などにおいて、子どもの生活や成長をサポートする職員のこと。

○児童通所給付

障がいのある子どもが通所施設を利用する際に、利用料の一部を国や自治体が負担する制度。

○相談支援専門員

障がいのある方本人やその家族が障害福祉サービスを活用できるように事業所と繋げたり、生活全般に対する悩みの相談を受けて情報提供や助言を行ったりする職業のこと。

医療的ケア児支援のしおり

発行年月 令和7年4月

発行 西条市

企画編集 西条市障がい者自立支援協議会子ども部会

連絡先 西条市地域福祉課障がい支援係

電話 0897-52-1214

FAX 0897-52-1294